

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月23日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 5 号

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式（第 2 条関係） 配偶者同行休業承認申請書		様式（第 2 条関係） 配偶者同行休業承認申請書	
略		略	
1	申請の区分 略 期間の延長（2、3及び5に記入）	1	申請の区分 略 期間の延長（2、3及び5に記入） <u>（再度の延長）</u>
2 申請に係る配偶者	略	2 申請に係る配偶者	略
	外国滞在事由		外国滞在事由 <u>（ ）</u>
	略		略
略		略	
5	延長の期間 既に配偶者同行休業をしている期間 略 年 月 日から 年 月 日まで	5	延長の期間 既に配偶者同行休業をしている期間 略 年 月 日から 年 月 日まで <u>（うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで）</u>

改正前	改正後
<p data-bbox="226 256 1099 296">略</p> <p data-bbox="226 301 1099 373">注 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。</p> <p data-bbox="315 379 748 419">(1) 配偶者の滞在事由及び期間</p> <p data-bbox="315 504 423 544">(2) 略</p> <p data-bbox="286 667 380 707"><u>2</u> 略</p> <p data-bbox="286 707 1099 943"><u>3</u> 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。</p> <p data-bbox="286 949 380 989"><u>4</u> 略</p>	<p data-bbox="1153 256 2027 296">略</p> <p data-bbox="1153 301 2027 373">注 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。</p> <p data-bbox="1243 379 2027 499">(1) 配偶者の滞在事由（<u>配偶者同行休業の期間の再度の延長を申請する場合にあっては、条例第6条第2項に規定する特別の事情を含む。</u>）及び期間</p> <p data-bbox="1243 505 1350 545">(2) 略</p> <p data-bbox="1214 545 2027 659"><u>2</u> 期間の再度の延長を申請する場合には、「<u>2 申請に係る配偶者</u>」欄の「<u>外国滞在事由</u>」欄の最上欄の括弧内に、<u>当該延長が必要な事情を記入すること。</u></p> <p data-bbox="1214 665 1308 705"><u>3</u> 略</p> <p data-bbox="1214 705 2027 943"><u>4</u> 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を<u>初めて申請する理由</u>その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。</p> <p data-bbox="1214 949 1308 989"><u>5</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。